

特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置について（素案）

1．基本的な考え方

特定動物の飼養又は保管が困難になった場合の措置が、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する上で不適當とならないこと。

従前より、基準としては明確になっていなかったものの、申請事項としては「様式上」これについても記載することとなっており、その具体的な内容としては、研究機関や動物園などへの譲渡若しくは殺処分であったことに配慮するものとする。

2．規定案

当該措置が次のいずれかに該当すること。

イ 譲渡先名又は譲渡先を探すための体制

ロ 殺処分（イの措置を行うことが困難な場合であって、自らの責任においてこれを行う場合に限る。）

譲渡先を探すための体制とは、申請者が所属する団体や購入した動物販売業者等との協力関係があることを想定。

イの措置を行うことが困難な場合としては、引き続き継続して飼養している場合、あるいは、飼養者の死去等によりやむを得ず当該特定動物の譲渡を受けた場合等を想定。

なお、許可申請時にロの措置を明記した場合であっても、引き続き譲渡先を探すこと又は譲渡先を探すための体制の整備に努めること。